



ITU-D SG1 ラポータ会合報告

総務省 参与 かわすみ やすひこ
川角 靖彦



1. はじめに

SG1 (電気通信／ICT開発のための環境整備) は2018年9月17～28日にITU本部で開催され、我が国から松本充司氏 (Q7副ラポータ) 及び筆者 (SG1 副議長及びQ5副ラポータ) が総務省参与として出席した。議長は、Ms. R. F. A. Bessou (コートジボワール)、副議長は日本を含む13人が選出されている。WTDC-17 (ブエノスアイレス) の結果、今研究期 (2018-2021) は7つの研究課題が設定され、次回WTDCまで研究作業を続けることになっている。その間、毎年研究課題ごとに年次報告、進捗状況報告、

成果報告をまとめることとされている。

最終年の2021年には最終報告書がまとめられる。今回は2018年4月30日～5月4日のSG1会合に続くラポータ会合で、各課題に1日ないし2日が割り当てられ、入力文書、BDT FP (Focal Point) の報告、ITU-T/Rからのリエゾン文書 (LS: Liaison Statement)、最終報告書の目次等の審議が行われた。

2. 各課題の審議概要

課題1 (ブロードバンド政策と戦略)

ルワンダ、マラウィから入力文書により、世銀の資金とユニバーサル・サービス・ファンド (USF) 等により国内の光ブロードバンド網の整備が行われたことが報告された。両国の光ブロードバンド網は、国境を越え、ブロードバンド基幹線により、アフリカ1周光海底ケーブルに接続され国際網につながっている。ブロードバンド網を通じて、国内、国外のIXP (Internet Exchange Point) と相互接続が行われているが、そのために関係者の間でMoUが締結され、インターネットサービスが受けられるようになった。アフリカの多くの国ではUSFを活用したブロードバンド普及策がとられているとの報告がいくつかの国からあった。



■写真1. SG1 ラポータ会合風景

■表. 今研究期の課題

課題番号	タイトル
Q1/1	途上国におけるブロードバンド整備のための戦略と政策
Q2/1	デジタル放送への移行及び導入、移行後の周波数帯を利用した新サービス導入のための戦略、政策、規制、方法
Q3/1	クラウド・コンピューティング、mサービス、OTTを含む新興テクノロジー：途上国の挑戦及び機会、経済及び政策への影響
Q4/1	国内電気通信／ICTネットワークに関連するNGNを含むサービスのコストを決定する方法、経済政策と方法
Q5/1	ルール及び遠隔地域のための電気通信／ICT
Q6/1	消費者情報、保護及び権利：法律、規制、経済基盤、消費者ネットワーク
Q7/1	障がい者、特別なニーズのある人々の電気通信／ICTサービスへのアクセス



課題2 (デジタル放送への移行、新サービス実施のための戦略、政策、規制、方法)

ITUの開発セクター (BDT) が、ハンガリー、ジュネーブ、ローマで実施した地デジ移行、5Gサービスの周波数利用、CATV等に関するWorkshopの報告を行った後、ブラジルとHuawei (中国) からデジタル放送分野の新技術、新サービスに関する寄書がプレゼンテーションされた。ブラジル寄書はIBB (Integrated Broadcast Broadband) という放送と通信を融合した同国の新サービスについて、Huaweiの寄書は4K、8K、AR (拡張現実: Augmented Reality)、VR (仮想現実: Virtual Reality) など放送分野の新技術の紹介であった。これに関して日本では2018年中に東京オリンピック・パラリンピックに備え、4K、8Kの公共放送が開始される旨発言したところ、議長 (Mr. Hirayama、ブラジル) から次回会合にぜひ寄書を出して欲しいと要請された。

課題3 (クラウド、mサービス、OTTを含む新興技術: 機会、経済、政策)

Facebook、TMG (いずれもUSA) が副ラポーターとしてクラウド・コンピューティングとOTTサービスについて最終報告書に挿入する草案を提出した。また、SME (中小企業) として参加のイタリアのProge Software社がdata-privacyについて寄書を提出した。ほかにはBDTのFPがOTTサービスなどに関するグローバルな調査結果を報告した。これに関して、OTTサービスとテレコム事業者のサービスとの区別がつかなくなっている。それにもかかわらずOTTサービス (Facebook、Google、Amazon、Apple、Skype等) は各国では規制できない。途上国に普及している米国のOTTサービスには途上国ではライセンス料の徴収や課税ができない。世界共通の規制が必要ではないかとの意見がアフリカの数か国からあった。ITUの憲章で規定すべきとの意見も出て、ITR (国際電気通信規則: International Telecommunication Regulations) の問題に発展しそうであった。ラポーターはマイクロソフトのMr. Kettaniが務めている。

課題4 (国内電気通信 / ICTネットワークのサービスコストの決定、経済政策及び方法)

従来のテレコムサービスが収縮する中で、5Gサービス (セルが100~200mと小さいので基地局の数が多くなる) の導入は、途上国にとっては、インフラ投資に多大

なコストが必要になる。インフラ構築や周波数スペクトラムのシェアリングによるコスト削減方法などについて、BDTは各地域でワークショップを開催して、プレーン・ストーミングを行っている。周波数監理やデジタル・エコノミーへ移行の備えが必要になっている。

課題5 (ルーラル及び遠隔地域の電気通信/ICT)

日本からSME 特別枠で参加した大和コンピュータのIOTセンサーを活用したメロン栽培法に関する寄書でルーラル地域への適用を訴え、塩尻市から同じく寄書でIOTセンサーを活用したルーラル地域に適用可能な土砂崩れ早期予測、河川水位監視など災害監視、鳥獣被害監視/防止等のセンサーネットワークの紹介を行った。途上国からはルワンダ、コートジボアール、ブータン、インド等多くの国においてUSFが制度化され、ルーラル地域を含む全土にブロードバンドの普及が進められていることが紹介された。これまで日本がラポーターを務めて、ルーラル地域の電気通信/ICT開発問題の研究作業が進められてきたが、今期からはジンバブエ及びサウジアラビアの共同ラポーターをはじめ途上国から多くの副ラポーターが参加し、本課題の研究作業が新たな盛り上りを見せている。

課題6 (消費者情報、保護及び権利: 法律、規制)

ブラジルから不正な付加価値サービス (VAS) の調査結果、マダガスカルから不正なSIMカードが通信事業者に多大な損害を与えているが規制ができない問題、インドから消費者データ保護とプライバシーの問題、インターネット利用における子供保護の問題等が寄書で提起された。ラポーター (中国) は顔認証等新技術で不正SIM問題を解決できないかとの見解を述べた。本問題はITUが中心となってキャパシティビルディングを進めるべきだという意見があった。ITUの憲章あるいはITRなど国際的な規制を設けるべきとの意見もあった。BDTからGSRのAIとデータ保護に関するガイドラインが紹介された。中国で2018年12月にITU-TのAIに関するFocus Gのフォーラムが開催される。

課題7 (障がい者、特別なニーズのある人々の電気通信 / ICTサービスへのアクセス)

マリ、イラン、コートジボアール、ボスニア・ヘルツェゴビナ、MWF (Mobile Wireless Forum、ベルギー)、イ



ンド、日本、中国、G3ict (米国)、ロシア、WHO、韓国、BDT FP等多数の寄書が寄せられ、各国の障がい者の現状、政策展開、障がい者向け機器の紹介が行われた。日本寄書の1件目は電気通信サービスを障がい者や高齢者が安心して使用できる機器にロゴマークを導入しようとするもので、ロゴマーク取得のプロセス、仕組み等が紹介された。2件目は聴覚障がい者が受話器で聞き取りにくい際にテキストに変換して理解を促すシステムについて、テキストベースではあるが、携帯電話会社による自動リレーサービスの提供に関する事例紹介であり、途上国の関心と呼んだ。韓国、中国、ロシアも障がい者のための国の対策を紹介した。インドはUSF を利用してルーラル地域の農村女性の教育、雇用促進、銀行サービス、行政サービスへのアクセス支援をしていることを紹介した。

MWFは無線機器の障がい者対策を施したものに関するデータベースを構築し、各国の障がい者への取組みを示すWebを紹介した。WHOは高齢者による難聴発症が増加している現状を踏まえ、聴力喪失予防に関する紹介を行った。

3. おわりに

SG1会合は各課題の戦略、制度、政策及び方法について審議する場であるため、途上国の通信省及び規制機関の高官が多く参加していた。全権委員会議を1か月後に控えて、ロビーでは、米国国務省の代表が、BDT局長に立候補している同国候補者への支持を参加者に訴えていた。ほかには、今回試験的に非メンバーのSMEが参加できるようになったため、日本の大和コンピュータからQ5にe-Agricultureに関する寄書が提出され、途上国の関心と呼んだ。また、途上国でUSFの導入が進み、ブロードバンド網の普及に役立っていることが報告された。OTTサービスが途上国の通信事業に及ぼす影響が問題となったが、今後も議論が続くものと思われる。課題の審議のほかQ1/1とQ7/1に関するFocus Session/Workshopが開催され専門家のプレゼンテーションによるブレーン・ストーミングが行われ、途上国の参加者にとって有益であった。



■写真2. ジュネーブ旧市街の美術歴史ミュージアムでスイスの画家ホドラー没後100年展が開催中であった。



■写真3. 週末ジュネーブ旧市街のカルージュで領事館主催のジャパンフェスティバルが開催され、スイス人若者による和太鼓演奏が披露された。